

八丈島漁業協同組合

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、財政援助に係る事業が、その目的に沿って適正に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査対象の概要

1 事業の内容

（1）事業の概要

八丈島漁業協同組合（以下「組合」という。）は、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づき、旧八丈島漁業協同組合と旧三根漁業協同組合の合併により平成13年6月に設立された団体で、組合員の経済的社会的地位の向上と漁業の生産力の増進を図ることを目的として、主として次の事業を行っている。

ア 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

イ 組合員の事業又は生活に必要な共同利用に関する施設の設置

ウ 組合員の漁獲物その他生産物の運搬、加工、保管または販売

（2）都との関係

都は、東京都漁業近代化資金利子補給規則（昭和42年東京都規則第118号）第5条の規定に基づき、組合と漁業近代化資金利子補給契約を締結し、利子補給として、平成16年度1万余円の補助金を交付している（平成17年度から信用漁業協同組合連合会に移管）。

2 組織

組合は、事務所を八丈町三根4206に置き、役員16名（代表理事1名、副代表理事1名、理事10名、監事4名）（全員非常勤）及び職員27名で構成されている。

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成16年度の補助事業について実施した。

2 実地監査期間

（1）産業労働局 平成18年6月8日

（2）組 合 平成18年6月19日

第4 監査の結果

1 事業実績について

補助事業の実績は、表1のとおりであり、事業は補助目的に沿って適正に執行されている。

(表1) 漁業近代化資金利子補給実績

資金の種類 (漁船資金)	平成16年度		
	件数	1	金額 10,959円